

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）の見方

令和5年度の市民税・県民税は令和4年1月1日から12月31日の所得をもとに算出します。

ここでは質問の多い項目について説明します。税額計算の方法、控除金額の値等は「個人の市民税・県民税」

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/1001809/1001830/index.html>、又は通知書の裏面をご覧ください。

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																												
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時	課税標準	総所得③	①-② 1,000円未満切捨						市民税	税額控除前所得割額④							
	給与所得 (所得金額調整控除後)	Ⓐ												山林所得							税額控除額⑤							
	その他の所得計	Ⓑ												分離短期譲渡							所得割額⑥	④-⑤						
			総所得金額①	Ⓐ+Ⓑ								分離長期譲渡							均等割額⑦									
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤									課税標準	株式等の譲渡							市民税	税額控除前所得割額④							
	医療費		配偶者										上場株式の配当								税額控除額⑤							
	社会保険料		配偶者特別										先物取引								所得割額⑥	④-⑤						
	小規模企業共済		扶養										扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失						均等割額⑦							
	生命保険料		基礎										特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	特別徴収税額⑧	⑥+⑦
	地震保険料		所得控除合計②																			控除不足額⑨						
(摘要)																				既充当額⑩								
																				既納付額⑪								
																				差引納付額 (⑧-⑩-⑨、⑪)								
																				変更前税額⑫								
																				増減額 (⑧-⑫)								
																				変更月	月							

問合せ先 沼津市役所 総務部 課税課 市民税係 TEL 046(873)1111

該当する場合は「*」又は人数が記載されます。

税額変更等があった場合は理由が記載されます。
住宅借入金等特別税額控除額、ふるさと納税についての寄付金税額控除額もここに記載されます。

税額控除前所得割額④・・・所得の区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。

例) 総合課税分 = ③ × (市民税6% + 県民税4.025%)

税額控除額⑤・・・住宅借入金等特別税額控除額、ふるさと納税についての寄附金税額控除額はここに含まれます。

均等割額⑦・・・市民税3,500円、県民税1,800円。

事業所で付ける従業員番号等です。

課税対象となるのは、令和5年1月1日現在、逗子市に住んでいる方です。令和5年1月2日以降に他区市町村に転出した方も、令和5年度は逗子市での課税となります。

事業所の番号です。
通知書の内容についてのお問い合わせの場合は、指定番号と事業所名、住所、氏名をお伝えください。

住民登録地が原則ですが、申告の内容により、住民登録していない生活の本拠地が記載される場合もあります。

①、②の順で矢印の方向にゆっくりといねいに開いてご覧ください。

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収額の通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

あなたの特別徴収額を左記(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。
また、この通知書は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。この特別徴収額は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。なお、処分の確定から3ヶ月を経過しないことにより、徴収額の取消しの効力を失います。

(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。
また、この通知書は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。この特別徴収額は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。なお、処分の確定から3ヶ月を経過しないことにより、徴収額の取消しの効力を失います。

また、この通知書は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。この特別徴収額は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。なお、処分の確定から3ヶ月を経過しないことにより、徴収額の取消しの効力を失います。

また、この通知書は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。この特別徴収額は、令和5年1月1日現在、逗子市に住所を有する方が対象となります。なお、処分の確定から3ヶ月を経過しないことにより、徴収額の取消しの効力を失います。

令和 年 月 日

逗子市長

印

特別徴収（給与から納める）市民税・県民税の金額です。住民税の徴収は6月から翌年5月に行われます。
納入は納税義務者（個人）ではなく、勤務先の事業所が行います。
普通徴収（自分で納める）市民税・県民税の金額、年金から納める市民税・県民税の金額はここには含まれていません。